

## 第1回 八雲町選挙管理委員会議案

日 時 令和2年3月2日 午後3時00分  
場 所 八雲町役場 選挙管理委員会事務局

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議に付議すべき事項

議案第1号 選挙人名簿の登録について（3月定時登録）

議案第2号 地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律並びに地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律に基づく50分の1の数及び6分の  
1の数並びに3分の1の数について

議案第3号 八雲町選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する規程につい  
て

議案第1号

選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和2年3月2日に選挙人名簿に登録する者は、次のとおりである。

令和2年3月2日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 外崎正廣



議案第 2 号

地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく 50 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数並びに 3 分の 1 の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項、第 75 条第 5 項、第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項、第 86 条第 4 項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項、同条第 15 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項により、令和 2 年 3 月 2 日に選挙人名簿に登録された者の 50 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数並びに 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 2 年 3 月 2 日提出

八雲町選挙管理委員会委員長 外 崎 正 廣

記

1	50 分の 1 の数	2 8 0	人
2	6 分の 1 の数	2, 3 3 3	人
3	3 分の 1 の数	4, 6 6 5	人

議案第3号

八雲町選挙管理委員会委員長専決規程の一部を改正する規程

八雲町選挙管理委員会委員長専決規程（平成17年八雲町選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(委員長の専決)</p> <p>第3条 八雲町選挙管理委員会の権限に属するもののうち、委員長は、次に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項若しくは第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第5項の規定による直接請求の基礎となる一定の選挙権を有する者の告示に関すること。</p> <p>(16) 略</p>	<p>(委員長の専決)</p> <p>第3条 八雲町選挙管理委員会の権限に属するもののうち、委員長は、次に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項若しくは第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）又は市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第5項の規定による直接請求の基礎となる一定の選挙権を有する者の告示に関すること。</p> <p>(16) 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月2日提出

八雲町選挙管理委員長 外 崎 正 廣